



ポジティブリスト制度が導入されます！

5月29日から食品衛生法が改正され、「ポジティブリスト制度」が導入されます。

■ ポジティブリスト制度とは、

食品中における農薬、動物用医薬品などの残留基準を設け、基準を超えた農薬、動物用医薬品などが残留した食品の流通を禁止する制度です。

これにより、乳や肉、卵における農薬や動物用医薬品の残留基準が追加・変更され、休薬期間や使用禁止期間が変わります。

■ 万一、残留が確認された場合は、

畜産物の出荷（流通・販売）が出来なくなるばかりか、熊本県の畜産物全体への信用問題にも影響を与えかねません。

● 生産物への残留を防止するためには・・・

- 1 動物用医薬品は添付文書をよく読んで、正しく使用しましょう
(休薬期間や使用禁止期間が変わります。再度、確認しましょう)
- 2 投薬中や投薬後の個体や群には、間違えがないように表示等をしましょう
- 3 家畜や乳・卵を出荷するときには、投薬・治療記録をしっかりと確認しましょう
- 4 しっかり記録をとり、記録簿や関係書類はきちんと保管しましょう
(問題が発生したときには、保管した書類・記録が貴重な資料となります)
 - 1) 飼料の購入伝票や給与記録や牧草などへの農薬散布記録
 - 2) 動物用医薬品の購入記録や使用記録
 - 3) 動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書 など

■ 動物用医薬品の具体的な改正内容は、

- 1) 従来の使用禁止期間が延長される動物用医薬品（別紙表1参照）
- 2) 新たに使用禁止期間が設定され、その使用禁止期間が現在の休薬期間より長くなる動物用医薬品（別紙表2参照）

■ 最新の情報は、

農林水産省動物医薬品検査所ホームページ (<http://www.nval.go.jp>) を参照してください。

ご不明な点は、城南家畜保健衛生所まで

TEL 0966-22-3814 FAX 0966-22-3617